

新型コロナウイルス感染症対策金融支援事業（保証料補助）に係る 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（コロナ交付金）の 過払分返金相当額の返還について

県では、令和2年度から3年度まで、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者が、県融資制度「新型コロナウイルス感染症対策資金」を借り入れる際の保証料を補助する標記事業を実施し、財源として、コロナ交付金1億3,757万円を充当していたところ、3年度に中小企業者からの繰上返済に伴い生じた保証料補助金の過払分1億465万円の返金があり、これに充当していた同額のコロナ交付金を国に返還していないことが判明しました。

現在、国への返還手続を進めており、今月中に過払分返金相当額1億465万円を返還します。

なお、本件については、会計検査院ホームページで公表されています。

【参考】

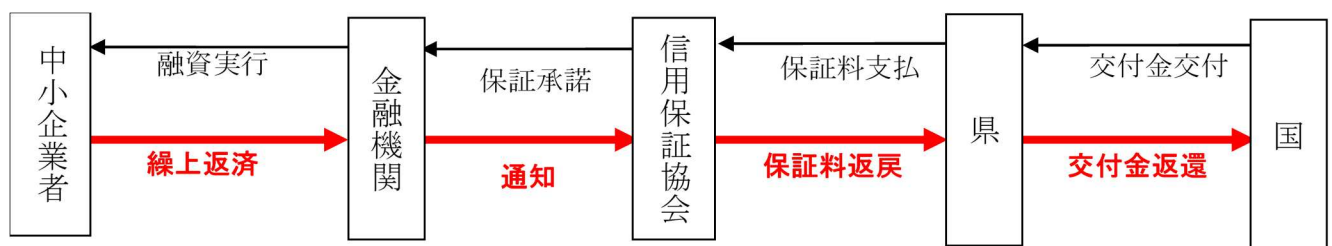
1 対象事業

新型コロナウイルス感染症対策金融支援事業費（R2年度専決補正、8月補正で予算計上）

【内容】新型コロナウイルス感染症対策資金・県独自枠の保証料補助

【保証（融資）期間】令和2年4月6日から令和3年3月31日（融資期間：上限7年間）

2 保証料補助の流れ



3 保証料の過払分返金が発生する理由

信用保証協会への保証料は、借入時に全融資期間分（上限7年間）を一括前払しているため、融資を受けた事業者が、融資期限前に繰上返済した場合、未経過の保証料の過払分返金が発生する。

<お問い合わせ先>

愛媛県 経営支援課 主幹 毛利、金融係長 宮内 TEL：089-912-2481